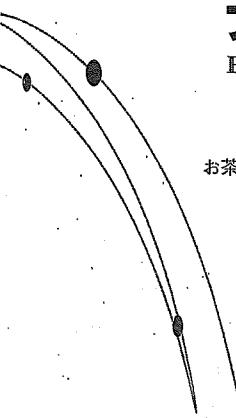


連載

フィールド・アイ Field Eye

米国から—②

お茶の水女子大学 永瀬 伸子
Nobuko Nagase



■米国の低学歴層とシングルペアレント家庭

今回は、米国の低学歴層の出産と就業とを見ていく。米国の出生に占める婚外子の割合は、1980年の20%程度から2010年には40.6%へと大幅に上昇した(National Center for Health Statistics)。人種別にみると2010年時点で、白人で35.7%，黒人で71.8%，ヒスパニックで52.5%が婚外子出産であり、人種で大きな差がある。最近は、特に、白人、ヒスパニックの婚外子割合の上昇が著しい。また学歴でも大きい差がある。高学歴女性の出産は遅いが婚外子は少ない。他方、低学歴層では多い。米国の家族は、婚外出生、子連れ同士の再婚、養子の受け入れと、多様である。

この6月に、婚外子にウェイトを置いた調査として知られるFragile Families and Child Wellbeing Studyのワークショップに参加した。この調査は米国の20都市の75の病院を対象に、1998～2000年に生まれた子ども4700人とその母親を対象に実施され、出産時、1歳、3歳、5歳、9歳時まで追跡されている。婚外子の親の状況をみると、出産時に50%は父母が同棲、32%は父親が通い婚をしていた。しかしその5年後の追跡調査では、両親の同居は35%（婚姻しているのはその半数）に下落する。そして5年間に、婚姻関係を持たない母親の40%近くが新しいパートナーを1人かそれ以上持ち、14%が新しいパートナーとの間にもう1子をもうけた。この調査の主査であるMcLanahan(2004)は、パートナーシップの壊れやすさ、その後の貧困、頻繁な引っ越しを調査し、高学歴女性が安定した法律婚家族を形成するのと比べてDiverging Destinies(子どもの運命に大きく差がつく)

としている。また、婚外子の父親は、その後の調査期間内に、驚くことに、なんと4人に1人が刑務所に収監された経験があった（この調査のホームページの資料による）。

これは日本に居ると、まるで現実味がもてない統計である。しかし、2011年に私が実施したフォーカスグループ面接（近未来の課題解決を目指した実証的・社会科学研究「ジェンダー格差センシティブな働き方と生活の調和」）では、ごく自然にそうした話が出たのであった。低学歴グループの3名に話してもらうと、2名は婚外出産であり、その中の1人は出産時には10代の父親は刑務所に収監されていたと、珍しく無い事の様に語ったのだった。

流動的なパートナーシップ関係の中で、異父母兄弟関係が拡大し、家族関係が複雑になっていることが注目されているが、これは米国に限られたものではないようだ。Thomson et al. (2014)は、1952～1991年生まれの女性について、米国、豪州、スウェーデン、ノルウェーの異父兄弟出生の推計をしている。統計の正確さには国によって差があるが¹⁾、彼女等の推計によれば、2人以上の子どもを持つ母親の中で、父親が異なる子どもを持つ割合は、米国が32.8%，ノルウェーが19.5%，スウェーデンが16.3%，豪州が15.6%である。また彼女の用いた調査では、米国では第1子出産の32%が10代の母親から生まれており、これは、ノルウェーの11.7%，スウェーデンの8.3%，豪州の14.6%よりも高い。

日本でも婚外子はわずかに増えているが『人口動態統計』によれば2012年で2.23%に過ぎない。日本ではむしろ交際活動が停滞し、交際相手がいない独身男女が拡大していることが際立っている。日本のよう人が新しい強いつながりを形成することに臆病で、1人のまま老いていく社会では、米国のような複雑な家族問題は生まれにくく。しかし社会病理の深刻さという点では変わらないのかもしれない。日本のような社会は、人が老いる未来に深刻な孤立の問題を生む可能性をはらんでいる。

ところで、なぜ米国では、親の雇用が不安定で、パートナーシップ関係が不安定でも、日々と子どもが生まれるのだろう。この点を、ワークショップ参加者に質問をしたところ、低学歴層は将来に希望が持てないからではないか、子どもを持つことが自分たちにもできる達成と感じられるからではないか、という声があ

がった。

親の離別も子どもにとって大きい問題である。コーネル大学の Cooperative Extension (地域生涯教育) では、「離別した両親のための子育てプログラム (Parenting Apart Program)」が行われている。米国では離婚した親に子どもとの接し方を教えるプログラムが広く行われていることを予てから聞いていた。このプログラムへの参加報告もしたいと思う。

地域生涯教育システムは、連邦、州、市、コーネル大学が共同して運営し、ガーデニング、環境生活、栄養、若者や子育て等の講座を提供している。「離別した両親のための子育てプログラム」もその1つである。月3回ほど実施される6時間のプログラムには、参加当日には男女ほぼ同数、あわせて9名の20歳から40歳代の親が出席していた。多くは裁判所命令による参加という。講師は離婚経験のある50～60歳代の男女2名である。離婚が増える中で15年ほど前にこの講座ができたという。

その内容は、①子どもが離婚から受ける影響、年齢差や性差など、②子どもが悪影響を受けないようにするための親の心構え、子どもが両方の親を愛する必要があることを理解すること、③離婚後に子どもが経る感情の変化、④親にできること、⑤親権の法律的な側面、⑥陥りがちな間違い、などについての講義である。午後に入ると、講師2人はロールプレイをしながら、どういう言い方をすれば喧嘩にならずに子どもの共同親権を実行できるのか、参加者の声を拾いつつそのコツを語った。

会場には、離婚を語る絵本が展示されている。頁を繰ってみると、「ある日、お父さんとお母さんは、もう一緒に住めないことになったと僕に話した。それから引っ越し……学校もかわった。僕は悲しい。——でも離婚した後も、お父さんの家に行けば、お父さんが前と同じように、寝る前に絵本を読んでくれる。お母さんの家では、お母さんはいつも優しくしてくれる。一緒に住んではないが、離婚してもお父さんはお父さん、お母さんはお母さんでかわらないことがわかったよ」というような内容であった。

米国では、離婚後も父親と母親がともに子どもに係ることが、子どものためになるということは当たり前の前提であった。しかし子どもが週の半分は父親の家で過ごし、週の半分は母親の家で過ごすという事例に

驚く。また仕事の都合でも裁判所に届けないで転居すれば裁判所命令違反となるとの説明があり、これも私には想定外の常識であった。

日本では、離婚した親と子どもとの交流が断たれるることは、昔は当たり前の習慣だったようだ。なぜだろう。日本は、子どもは引き取られた「家」(夫側にせよ妻側にせよ、その祖父母等の親族を含めた家=拡大家族)に属し直して、その家族に守られるという考え方があったからなのではなかろうか。

しかし日本でも離婚が増える一方で、「実家」も弱体化している。それにもかかわらず日本の協議離婚の制度は、離別した親の子どもへの養育費の支払いをまったく不十分にしか実現しない。離別した子どもへの経済的、時間的な関わり方については、日本の文化風土と、今日の家族の父子・母子関係の変化を踏まえた上で、法制度を考えていく必要がある。

今回参加した「離別した親の子育てプログラム」は、十分なものとは思わなかったものの、一つの支援の入口と感じた。日本でも、離婚した家庭の子育てについて、身近な場所で、支援的なプログラムが行われることが必要だろうと思う。

それにしても、日本の交際行動の停滞は欧米とはあまりに違う。改めて関心を持つ。

1) 米国については National Survey of Family Growth (NSFG) の1995から2006～2008年(調査時15歳から44歳)を用いており、この調査は、黒人やヒスパニック、10代がオーバーサンプリングされている。また分析に用いられた米国と豪州の調査には父親情報がなく、パートナーシップがはじまる6カ月前と、これが終わる9カ月後までに生まれた子どもを当該パートナーの子どもとして推測したものであり、スウェーデン、ノルウェーは住民登録データをもとにしているので、統計の正確さには差があり、注意が必要である。

参考文献

- McLanahan, Sara (2004) "Diversing Destinies: How Children Are Faring Under the Second Demographic Transition," *Demography* 41: 607-627.
- Thompson, Elizabeth, Trude Lappéard, Marcia Carlson, Ann Evans, and Edith Gray (2014) "Childbearing Across Partnerships in Australia, the United States, Norway, and Sweden" *Demography* 51:485-508.

ながせ・のぶこ お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授。最近の主な著作に「女性の就業、出産の日米比較と社会保障制度への示唆」『年金と経済』第31巻4号、3-24頁(2014年)。労働経済学、社会保障論専攻。